

使用料等の 6 回目の特例的措置について

令和 2 年 10 月 1 日より文化・スポーツ施設等の施設使用料等を改定したが、特例的措置により、令和 5 年 3 月 31 日までの利用分については改定前料金への据置き対応を行っている。

新型コロナウイルス感染症の収束が依然として不透明である現況等を踏まえ、特例的措置の期間を延長し、6 回目となる特例的措置を実施する。

1 特例的措置の延長の内容

新型コロナウイルス感染症が今後収束したとしても、施設においては引き続き利用制限等の措置が必要となる可能性があるとともに、当面の間は基本的な感染防止対策の徹底を前提とした施設運営が見込まれること、また、これまで特例的措置はコロナ禍における文化・スポーツ等の活動支援として実施しており、長引くコロナ禍により停滞した地域コミュニティ活性化の支援が喫緊の課題となっていることなどを総合的に勘案し、令和 5 年 9 月 30 日までの利用分については、貸切・個人利用を問わず、改定前の料金へ据置き対応を行う（6 か月間の期間延長）。

2 対応方針

(1) 各施設の対応

- ・指定管理施設は、区との協議により改定前の額に据置くことで対応。
- ・区直営施設は、減額規定を適用して改定前の額に据置くことで対応。

(2) 利用者等への周知

- ・区ホームページへ掲載（令和 5 年 2 月 2 日～）
- ・区報令和 5 年 3 月 1 日号へ掲載
- ・各施設における掲示等

(3) その他

- ・令和 5 年 10 月 1 日利用分から改定料金を適用。
- ・令和 5 年度一般会計当初予算案及び令和 4 年度一般会計補正予算案（第 7 号）において影響額を反映済。